

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「優れた医薬品の創出を通じて人々の健康と医療の未来に貢献する」というミッションのもと、グローバルに事業展開する世界的製薬企業にふさわしい事業運営体制の構築に向け、健全性と透明性が確保された迅速な意思決定を可能とする体制の整備を進めるとともに、コンプライアンスの徹底やリスク管理を含めた内部統制の強化を図っております。これらの取組みを通じて、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を目指し、企業価値の最大化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードで開示すべきとされている原則については、各項目に該当する原則の項番を付記しています。

(1) 会社の目指すところ・経営戦略・経営計画・・・原則3-1 (i)

a. 会社の目指すところ、および経営戦略(中期的な優先事項)

当社は、目指すべき未来の姿として以下の「ビジョン2025」を掲げています。

< ビジョン2025 >

「タケダは、世界中のあらゆる人々のニーズに貢献しています。タケダイズムを通じ、社会やタケダの医薬品を必要とする方々からの信頼を得ています。機動性とイノベーション、さらに高い品質に支えられ、強固なパイプラインのもと成長し続けるベスト・イン・クラスの製薬企業として認められています。」

当社は、「優れた医薬品の創出を通じて人々の健康と医療の未来に貢献する」というミッションの追求を通じて、「ビジョン2025」を実現します。ビジョンの実現にあたり、「バリュー」として、230年を超える歴史の中で培われた普遍的価値観である「タケダイズム(誠実:公正・正直・不屈)」を全ての行動の指針とするとともに、4つの重要事項である「Patient(患者さん中心)」、「Trust(信頼関係の構築)」、「Reputation(レピュテーションの向上)」、「Business(事業の発展)」をその優先順位に従って考え、行動や判断の基準とします。また、ビジョン実現のステップを示した「戦略ロードマップ」に基づき、「Value(バリュー)」、「People(世界中の人々・仲間)」、「R&D(研究開発への挑戦)」、「Business Performance(事業の持続的成長)」にフォーカスします。「戦略ロードマップ」の実行により、長期的に、消化器系疾患でのNo.1、オンコロジーにおけるトップ10、中枢神経系疾患および新興国事業での強いプレゼンスを目指します。

当社は、世界レベルのガバナンスと多様性あるリーダーシップのもとに、イノベーションを追求する、グローバルかつ機動的な組織として、ベスト・イン・クラスの企業を目指します。

当社は、「オンコロジー(がん)」、「消化器系疾患」、「中枢神経系疾患」の3つの重点疾患領域と「ワクチン」に研究開発分野を絞り込み、高い実力を有する世界レベルの研究開発組織を構築するため、研究開発体制の変革に取り組んでいます。また、当社は、成長ドライバー(消化器系疾患、オンコロジー、中枢神経系疾患、新興国事業)への注力とコスト管理規律によって、収益力の向上をとまなう成長戦略を推進します。当社は、「Grow Portfolio(事業ポートフォリオの成長)」、「Rebuild Pipeline(研究開発パイプラインの再構築)」、「Boost Profitability(利益率の向上)」を中期的な優先事項として取り組んでいます。

Grow Portfolio(事業ポートフォリオの成長)

- ・ 成長ドライバーの主力製品に注力
- ・ スペシャルティ事業の実力強化
- ・ 資産売却および取得の機会追求

Rebuild Pipeline(研究開発パイプラインの再構築)

- ・ 疾患領域の専門性をいかした革新的研究開発課題の推進
- ・ 社内育成と外部提携を通じた研究開発力の強化
- ・ 研究開発組織の活性化

Boost Profitability(利益率の向上)

- ・ 実質的なCore Earningsの売上収益比率を年100-200bps向上
- ・ Global Opex Initiative(グローバル経費削減イニシアチブ)の推進
- ・ 遊休資産の現金化と収益力の向上をとまなう成長への投資

なお、当社の目指すところおよび経営戦略の詳細は、当社ホームページにある「経営の基本精神」および「2017年5月10日決算説明会プレゼンテーション資料(収益力向上の成長戦略)」、「2016年7月29日決算説明会プレゼンテーション資料(タケダの研究開発体制の変革)」をご参照ください。

経営の基本精神: <http://www.takeda.co.jp/company/corporate-philosophy/>

2017年5月10日決算説明会プレゼンテーション資料(収益力向上の成長戦略):

http://www.takeda.co.jp/investor-information/files/qr2016_q4_p01_jp.pdf
2016年7月29日決算説明会プレゼンテーション資料(タケダの研究開発体制の变革):
http://www.takeda.co.jp/investor-information/files/qr2016_q1_p01_jp.pdf

b. 経営計画

当社の2017年度の目標とする経営指標(マネジメントガイダンス)である実質的な成長率(成長率%)は、以下の通りです。

- ・実質的な売上収益:1桁前半
- ・実質的なCore Earnings:10%台半ばから後半
- ・実質的なCore EPS:10%台前半から半ば

なお、当社の経営指標の詳細は、「2016年5月10日決算説明会におけるプレゼンテーション資料(p.8, p.30, p.41, p.62)」、「平成29年3月期 決算短信(IFRS)(連結)(p.7, p.10)」をご参照ください。

プレゼンテーション資料:http://www.takeda.co.jp/investor-information/files/qr2016_q4_p01_jp.pdf

決算短信:http://www.takeda.co.jp/investor-information/files/qr2016_q4_f_jp.pdf

c. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針・・・原則3-1 (ii)

本報告書のI. 1の【基本的な考え方】に記載しております。そちらをご参照ください。

(2) 株主の権利・平等性の確保

d. 株主総会

- ・当社は、株主が株主総会の議案を十分に検討できるよう、株主総会の開催日の原則3週間前までに招集通知を発送し、また、当社ホームページなどWEBへのより早期の開示にも努めます。
- ・当社は、招集通知の全文英訳を行っているほか、議決権電子行使プラットフォームも利用しており、機関投資家や海外投資家の議決権行使環境を整えております。

e. 保有する株式に関する方針・・・原則1-4

- ・当社は、事業の基盤となる取引先の株式を政策保有株式として保有しております。これら株式のうち主要な銘柄については、中長期的な事業戦略上の観点から毎年取締役会で保有の意義や効果について検証しております。保有意義に乏しいと判断した株式については、財務戦略や市場環境等を考慮した上で売却します。
- ・政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、議案内容が株主価値の向上に資するかどうかを総合的に検証した上で判断いたしますが、株主価値を毀損する議案や当該企業のコーポレート・ガバナンスの低下につながると当社が判断した議案については反対いたします。

f. 関連当事者間取引の方針・・・原則1-7

- ・取締役及びその近親者等との取引については、取締役本人への確認手続きも含めた取引の有無に関する調査を実施しています。
- ・取締役との競業取引や利益相反取引については会社法の規定を遵守した手続きを実施しています。
- ・子会社・関係会社に対する投資・貸付、債務保証等については、その金額に応じて、ビジネス・レビュー・コミッティーその他の承認を要することとしています。
- ・なお、上記の手続きのほか、当社と子会社・関係会社間の通例的でない取引に関し、事前に会計処理と開示の検討を行うとともに、金額的に重要なものの有無を確認のうえ、金額的に重要なものがあればその内容・条件について、四半期ごとにチェックを実施しています。
- ・金融商品取引法に規定されており、当社でも株式の10%以上を保有する株主を主要株主と考えており、当社には現在のところ、その基準に該当する株主は存在しませんが、今後、主要株主が存在するようになり、取引を行う際には上記に準じた承認手続きおよびチェックを実施します。

(3) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

- ・当社は、株主のみならず、患者さん、医療関係者、従業員、取引先、債権者、地域社会、その他の様々なステークホルダーの利益を考慮しつつ、長期的な企業価値を向上させていきます。

(4) 適切な情報開示と透明性の確保

- ・当社は、会社法、金融商品取引法等の法令、金融商品取引所規則等に応じて、公正、詳細、かつ平易な方法によって、株主間で情報格差が生じないよう適時適切な情報開示に努めます。
- ・法令に基づく開示以外にも、株主等のステークホルダーにとって有益な財務および非財務の情報について、主体的に開示に取り組みます。

(5) 取締役会等の責務

g. 取締役会の役割・・・補充原則4-1-1

- ・当社の取締役会は、当社グループにおける経営の基本精神の制定・改定、中長期経営戦略、全社計画等の重要な経営方針や経営計画の策定・改定といった戦略的な事案や特に重要な事案の審議・決定に重点をおきつつ、定款の定めに基づき、重要な業務執行の一部を経営陣に委任しています。なお、取締役会付議事項の詳細は「取締役会規程」に定めています。当社の取締役会は、取締役会付議事項の審議・決定に当たるほか、取締役の職務の執行の監督にあたっています。
- ・上記により、経営陣に委任された事項については、具体的には、「ビジネス・レビュー・コミッティー(一般的な経営案件を所管)」、「ポートフォリオ・レビュー・コミッティー(研究開発および製品関連案件を所管)」および「監査・リスク・コンプライアンス・コミッティー(内部監査、リスク管理およびコンプライアンス案件を所管)」に裁権が付与されており、これらの会議体で決裁された案件が取締役に報告されることにより、取締役会が経営陣の業務執行を監督しています。
- ・なお、上記会議体の裁権以下の場合については、「タケダグループの経営管理方針」に定めるところにより、社長兼チーフ・エグゼクティブ・オフィサー(社長CEO)へのレポートラインを有するメンバーから構成されるタケダ・エグゼクティブ・チームに権限が委譲されており、グループ全体として迅速かつ効率的な経営の実現を図っています。

h. 取締役会の構成・・・原則4-8、補充原則4-11-1

- ・当社では、現在、取締役15名(うち、監査等委員である取締役4名)のうち9名が独立社外取締役(うち、監査等委員である独立社外取締役3名)であります。
- ・当社は、個々の取締役の選任を適切に行うほか、以下の考え方で取締役会を構成しています。
- グローバルに事業活動を展開する当社の経営に必要な知識・経験・能力のバランスを確保するため、国籍や性別にとらわれず社内外の人材を起用しています。
- 効率的で迅速な意思決定と、十分な審議による適切な経営の監督を両立できる規模としています(なお、定款により、監査等委員でない取締役12名以内、監査等委員である取締役4名以内と規定)。

i. 取締役の候補指名の方針と手続・・・原則3-1 (iv)、(v)

- ・ 監査等委員でない取締役候補者(社外取締役候補者を除く)の選任にあたっては、タケダ・グローバルの経営全般を担うのにふさわしい豊富な経験、取締役にならなければならない見識・品格、経営者に必要なコンピテンシーや優れた業績の有無およびタケダイズムを体現しているかを勘案し、候補者を選出いたします。
- ・ 監査等委員である取締役候補者(社外取締役候補者を除く)の選任にあたっては、高い倫理観を保持し、毅然とした態度で職務を全うできる人材であって、グローバルに展開する当社の事業活動を監査するにふさわしい、幅広い知識やグローバル経営の経験を有する者を候補者として選任いたします。
- ・ 取締役候補者の選任は、取締役会決議で確定しています。なお、取締役候補者については、社外取締役が委員長を務め、社外委員が過半数を占める指名委員会(取締役会の諮問機関)による答申を行っています。社外取締役候補者の選任については、「社外取締役の独立性に関する基準」に基づき行っています。監査等委員である取締役候補者の選任は、監査等委員会同意のもと、取締役会決議で確定しています。取締役候補者の個々の略歴・選任理由は、定時株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しています。

j. 取締役等の報酬等・・・原則3-1 (iii)

- ・ 本報告書のII. 1の[取締役報酬関係]「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

k. 独立社外取締役・・・原則4-9、補充原則4-11-2

- ・ 当社では、社外取締役の独立性に関し、真に株主共同の利益を実現するために重要と考える“資質”に関する基準として「社外取締役の独立性に関する基準」を定めています。
- ・ 当該基準については、本報告書のII. 1の[独立役員関係]「その他独立役員に関する事項」の「社外取締役の独立性に関する基準」をご参照ください。
- ・ 社外取締役の兼任状況については、株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しています。なお、かかる兼任状況は、社外取締役がその役割・責務を適切に果たすために必要な時間・労力を振り向けることに支障がない範囲にあると考えております。

l. 取締役のトレーニング・・・補充原則4-14-2

- ・ 当社は、取締役の就任時に、当社の会社概要、タケダイズム、ガバナンス、経営戦略等の情報、製薬業界の動向、善管注意義務/忠実義務等の法的責務等に関する情報を提供します。
- ・ 就任後も、有用な情報、研修機会等を提供します。
- ・ また、当社や製薬業界固有の情報を社外取締役に継続的に提供することに加え、必要に応じて、執行側からの勉強会、重要な事業拠点訪問等の機会を提供します。
- ・ これらの研修等にかかる費用は当社が負担します。

m. 取締役会全体の実効性・・・補充原則4-11-3

- ・ 取締役会の実効性については、第三者機関を起用し、取締役全員を対象として、個別にアンケートおよびインタビュー形式で、個々の意見を求めやすい方法により、毎年実施しています。それに基づき取締役会で分析・評価を行うことにより、さらなる実効性の向上を図っております。
- ・ 2015年度に引き続き、2016年度においても、取締役会の実効性評価を行いました。今回の評価結果としては、当社取締役会は実効性があるとの結果が得られ、前回との比較では、取締役会メンバーから、取締役会の機能向上が図られた旨のコメントがありました。これらを含む評価結果全体については第三者による分析、提言を盛り込んだ上で、社外取締役のみの会合のあと、取締役会メンバー全員にて議論を行いました。これにより、当社取締役会の強みに関する理解を深め、当社取締役会の更なる機能向上を図り、また企業価値の向上のための経営戦略上の優先度について共有しました。

(6) 株主との対話・・・原則5-1

- ・ 当社は、企業と株主の共通目的である「企業価値の持続的成長」を目指し、株主とのより強固な信頼関係を構築するため、コーポレート・ガバナンス、経営戦略、資本政策、業績、リスクなどについて、長期的な観点から、また、透明・公正に、株主との「目的を持った対話」を継続する体制を整備しております。
- 株主との対話は、チーフ・フィナンシャル・オフィサー(CFO)による統括のもと、個別面談については実施責任者であるグローバルファイナンスIRヘッドが、面談の目的と効果、株主の属性などを考慮の上、社長CEOおよびCFOをはじめとする経営幹部の参加も含め、対応者と対応方法を検討、実施しております。
- IR担当者は、財務部門、研究開発部門、販売部門をはじめとする社内各部門から必要情報を収集するとともに、緊密な社内連携を通じて、わかりやすい説明を工夫し、株主との対話を充実させています。
- 当社は株主の皆様へ、当社の経営方針、コーポレート・ガバナンス、戦略、事業の現状などについて、理解を深めていただく活動を継続しています。機関投資家との対話としては、個別面談の他、四半期毎の決算説明会や、株主の関心が高いテーマを設定したIR Dayなどを適宜開催しております。また、ホームページの株主・投資家向け専用ページを通して、これらのイベント情報を個人投資家へも開示するとともに、個人投資家向けの会社説明会も開催しています。
- 株主との対話を通して把握した株主の関心や懸念などは、経営幹部に随時報告しており、経営分析や情報開示のあり方の検討などに生かしております。
- 株主との対話においては、社内規則の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理しており、それら情報の公表においては公平・適時な情報開示を行っております。なお、当社では決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」を設定しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険(相)	50,760,385	6.42
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	42,077,300	5.32
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	36,527,500	4.62
JP MORGAN CHASE BANK 380055	34,038,519	4.31
公益財団法人武田科学振興財団	17,911,856	2.27
パークレイズ証券株式会社	15,000,000	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5)	14,426,500	1.82

STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	11,671,940	1.48
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口1)	10,728,000	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口7)	10,719,000	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	9名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	9名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
数土 文夫	他の会社の出身者													
坂根 正弘	他の会社の出身者													
ミシェル オーシンガー	他の会社の出身者													
志賀 俊之	他の会社の出身者													
東 恵美子	他の会社の出身者													
藤森 義明	他の会社の出身者													
国谷 史朗	弁護士													
初川 浩司	公認会計士													
ジャン＝リュック ブテル	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

<p>数土 文夫</p>		<p>なし</p>	<p>数土文夫氏は、グローバルに事業を展開する会社の経営者として長年にわたり活躍され、企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い識見を有しておられます。同氏の社外取締役としての在任期間は6年(2017年6月現在)となりますが、取締役会で積極的にご発言いただき、社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。また、取締役会の諮問機関である指名委員会の委員長として、同委員会においても積極的に意見を述べていただいております。同氏のこうした資質は、グローバルに事業活動を行う当社の取締役会にとって極めて有益であると考えられることから、適任であると判断しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。</p>
<p>坂根 正弘</p>		<p>なし</p>	<p>坂根正弘氏は、グローバルに事業を展開する会社の経営者として長年にわたり活躍され、企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い識見を有しておられます。同氏の社外取締役としての在任期間は3年(2017年6月現在)となりますが、取締役会で積極的にご発言いただき、社外取締役として業務執行に対する監督等適切な職務を遂行いただいております。また、取締役会の諮問機関である指名委員会の委員として、同委員会においても積極的に意見を述べていただいております。</p> <p>同氏のこうした資質は、グローバルに事業活動を行う当社の取締役会にとって極めて有益であると考えられることから、適任であると判断しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。</p>
<p>ミシェル オーシinger</p>		<p>なし</p>	<p>ミシェル オーシinger氏は、ジョンソン・エンド・ジョンソン社やノバルティス社といった欧米の有力ヘルスケア企業で重要なポジションを歴任され、グローバルヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく高い識見を有しておられます。同氏の社外取締役としての在任期間は1年(2017年6月現在)となりますが、取締役会で積極的にご発言いただき、社外取締役として業務執行に対する監督等適切な職務を遂行いただいております。</p> <p>同氏のこうした資質は、グローバルに医薬品事業活動を行う当社の取締役会にとって極めて有益であると考えられることから、適任であると判断しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。</p>
<p>志賀 俊之</p>		<p>なし</p>	<p>志賀俊之氏は、グローバルに事業を展開する会社の経営者として、また近年は官民ファンドの経営者として長年にわたり活躍され、企業経営および我が国産業界にかかる豊富な経験に基づく高い識見を有しておられます。同氏の社外取締役としての在任期間は1年(2017年6月現在)となりますが、取締役会で積極的にご発言いただき、社外取締役として業務執行に対する監督等適切な職務を遂行いただいております。また、取締役会の諮問機関である報酬委員会の委員長として、同委員会においても積極的に意見を述べていただいております。</p> <p>同氏のこうした資質は、グローバルに事業活動を行う当社の取締役会にとって極めて有益であると考えられることから、適任であると判断しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。</p>

東 恵美子		なし	<p>東恵美子氏は、現在、東門パートナーズ社のマネージング ディレクターとして、テクノロジーおよびヘルスケア企業等に対するM & Aアドバイザリー業務を行っておられます。以前にはメリルリンチ社の投資銀行部門でマネージング ディレクターを務めるなど、ヘルスケア・テクノロジー・金融業界についてグローバルで高度な知識と幅広い経験を有しておられます。同氏の社外取締役としての在任期間は1年(2017年6月現在)となりますが、取締役会で積極的にご発言いただき、社外取締役として業務執行に対する監督等適切な職務を遂行いただいております。</p> <p>同氏の知識と経験は、グローバルに医薬品事業を行う当社の取締役会にとって極めて有益であると考えられることから、適任であると判断しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。</p>
藤森 義明		なし	<p>藤森義明氏は、グローバルに事業を展開する会社の経営者として、また以前には米国の有力グローバル企業で重要なポジションを歴任され、企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い識見を有しておられます。同氏の社外取締役としての在任期間は1年(2017年6月現在)となりますが、取締役会で積極的にご発言いただき、社外取締役として業務執行に対する監督等適切な職務を遂行いただいております。また、取締役会の諮問機関である報酬委員会の委員として、同委員会においても積極的に意見を述べていただいております。</p> <p>同氏のこうした資質は、グローバルに事業活動を行う当社の取締役会にとって極めて有益であると考えられることから、適任であると判断しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。</p>
国谷 史朗		<p>国谷史朗氏は大江橋法律事務所の弁護士であり、当社は現在、国谷氏以外の大江橋法律事務所の弁護士より、必要に応じて案件ベースで、法律上のアドバイスを受けておりますが、その年間取引金額が当社および大江橋法律事務所の売上高に占める比率はいずれも1%未満です。なお、当社と大江橋法律事務所との間に顧問契約はありません。</p>	<p>国谷史朗氏は、弁護士として長年にわたり活躍され、企業法務・国際法務に関する高度な知識と幅広い経験を有しておられます。2013年6月より社外監査役として当社経営に関与していただいております。監査等委員としての立場から当社の経営に参画いただくことで、当社の事業活動の公平・公正な決定および経営の健全性確保に貢献されることが期待できることから、適任であると判断しております。また、取締役会の諮問機関である指名委員会の委員として、同委員会においても積極的に意見を述べていただいております。なお、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。</p>
初川 浩司		なし	<p>初川浩司氏は、公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しておられます。監査等委員としての立場から当社の経営に参画いただくことで、当社の事業活動の公平・公正な決定および経営の健全性確保に貢献されることが期待できることから、適任であると判断しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。</p>

ジャン＝リュック ブテル		なし	ジャン＝リュック ブテル氏は、ヘルスケアコンサルティング会社の社長や、バクスター・インターナショナル社やメドトロニック社といった欧米の有力ヘルスケア企業において重要なポジションを歴任され、グローバルヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく高い識見を有しておられます。監査等委員としての立場から当社の経営に参画いただくことで、当社の事業活動の公平・公正な決定および経営の健全性確保に貢献されることが期待できることから、適任であると判断しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。
--------------	--	----	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の業務補助および監査等委員会の事務局として監査等委員会室を設置し、専任のスタッフを適切な員数確保します。監査等委員会室のスタッフの人事については、取締役および監査等委員会の合意により行います。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

(監査等委員会と会計監査人の連携状況)

監査等委員会は、会計監査人より各事業年度の監査計画、監査体制および監査結果について報告を受けており、また、必要に応じて、随時、情報交換や意見交換を実施して、緊密な連携を図っております。

(監査等委員会と内部監査部門の連携状況)

監査等委員会は、内部監査システムの構築・運用の状況等を踏まえた上で、内部監査部門からの監査報告ならびに監査等委員会から内部監査部門への指示を通じ、緊密な連携を保持しつつ監査効率の向上を図っております。

(監査等委員会と内部統制推進部門との関係)

監査等委員会は、コンプライアンス部門、リスク管理所管部門、経理・財務部門等の内部統制推進部門との連携を密にし、その情報を活用し、監査等委員会の監査等が実効的に行われる体制を整備しています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

取締役会の諮問機関として設置し、取締役人事(選任・再選の基準とプロセスの妥当性、後継者計画・運用状況の適否に関する事項)および報酬制度(取締役報酬水準の妥当性、取締役賞与制度における業績目標の妥当性、および業績結果に基づいた賞与額の適否に関する事項)にかかるとする決定プロセスと結果の透明性、客観性を確保しております。なお、指名委員会、報酬委員会の委員については、その過半数を社外委員(社外取締役または社外有識者)とし、また、1名以上は監査等委員である取締役とすること、また委員長は社外取締役とすることとしています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

9名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。
当社は、次のとおり、「社外取締役の独立性に関する基準」を定めております。

<社外取締役の独立性に関する基準>

当社は、招聘する社外取締役の独立性について、金融商品取引所が定める独立性の基準を満たすことを前提としつつ、次の資質に関する要件を満たすことを重視して判断します。

すなわち、当社では、医薬品事業をグローバルに展開する当社において、多様な役員構成員の中にあっても、事業活動の公平・公正な決定および経営の健全性確保のために積極的に、当社の重要案件について、その本質を質し、改善を促し、提言・提案を発する活動を継続して行うことにより、確固たる存在感を発揮していただける方が、真に社外取締役として株主の期待に応え得る人物であると考え、かかる人物に求められる資質に関する基準として、以下の項目の(1)から(4)のうち2項目以上に該当することを要件とします。

- (1) 企業経営の経験に基づく高い識見を有する
- (2) 会計、法律等の専門性の高い分野において高度な知識を有する
- (3) 医薬品事業またはグローバル事業に精通している
- (4) 多様な価値観を理解し、積極的に議論に参加できる高い語学力や幅広い経験を有する

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

別添する「2017年度の実績連動型報酬の基本方針」をご覧ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

開示手段: 有価証券報告書

2016年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額につきましては次のとおりであります。

取締役(監査等委員を除く) 12名 1,293百万円(うち社外取締役7名 106百万円)

取締役(監査等委員) 4名 100百万円(うち社外取締役3名 59百万円)

監査役 4名 28百万円(うち社外監査役2名 6百万円)

(注)

1. 当社は、2016年6月29日開催の第140回定時株主総会終結の時をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 上記の取締役(監査等委員を除く)には、監査等委員会設置会社への移行前における取締役(なお、このうち社外取締役1名は同株主総会終結の時をもって退任しております)を含んでおります。
3. 監査役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役(監査等委員)に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
4. 上記の取締役(監査等委員を除く)の報酬等の総額には、以下の基本報酬額、株式報酬および2013年度まで付与されていたストック・オプションに係る費用計上額が含まれております。なお、賞与および使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。

(1) 基本報酬額は、監査等委員会設置会社への移行前の期間につきましては、月額90百万円以内(うち社外取締役分は月額100百万円以内)(2014年6月27日開催の第138回定時株主総会決議による)において、役職別に定額としております。また、監査等委員会設置会社への移行後の期間につきましては、月額150百万円以内(うち社外取締役分は月額30百万円以内)(2016年6月29日開催の第140回定時株主総会決議による)に

において、役職別に定額としております。

(2) ストック・オプションに係る費用計上額は、2008年6月26日開催の第132回定時株主総会決議に基づき、2013年度にストック・オプションとして割り当てた新株予約権に関する報酬等のうち当事業年度に費用計上した額(14百万円)であります。なお、ストック・オプション報酬等の上限は年額350百万円(付与の上限個数は左記の上限額を割当日におけるストック・オプション1個あたりの公正価格で除して得られた数)であります。

(3) 株式報酬に係る費用計上額は、当事業年度に費用計上した額(766百万円(うち社外取締役分は30百万円))であります。

その内容は、

ア、2014年度および2015年度に付与した株式報酬は、2014年6月27日開催の第138回定時株主総会決議に基づくものであり、各年度において、連続する3事業年度を対象として20億円を上限とする金銭を抛出し、当該上限額を各年度の所定の日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数を付与される株式数の上限とします。なお、この株式報酬の交付対象者には海外居住の取締役および社外取締役は含まれておりません。

イ、2016年度に付与した株式報酬は、2016年6月29日開催の第140回定時株主総会決議に基づくものであり、この株式報酬のために抛出する金銭の上限額および上限株式数は交付対象者に応じ、次のとおりであります。

(a) 交付対象者を社外取締役でない取締役(監査等委員である取締役および社外取締役でない海外居住の取締役を除く)とするもの

当事業年度において、連続する3事業年度を対象として27億円を上限として抛出(付与される株式数の上限は左記の上限額を各年度の所定の日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数)

(b) 交付対象者を社外取締役(監査等委員である取締役を除く)とするもの

当事業年度を対象として3億円を上限として抛出(付与される株式数の上限は左記の上限額を各年度の所定の日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数)

5. 当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等のうち、賞与につきましては、「取締役(監査等委員である取締役を除く)賞与の支給の件」が2017年6月28日に開催される第141回定時株主総会に付議され、原案どおりに承認可決された場合には、当該議案に定める賞与の支給額の上限の範囲内で支給されることとなります。賞与は会社業績等(連結売上収益、コア・アーニングス、EPS等の業績評価指標の達成度等)に基づき役職別に金額を算定し、報酬委員会の答申を踏まえ、本総会后、取締役会において具体的な支給額を決定する予定であります。

6. 上記の取締役(監査等委員)の報酬等の総額には、以下の基本報酬および株式報酬に係る費用計上額が含まれております。

(1) 基本報酬額は、月額15百万円以内(2016年6月29日開催の第140回定時株主総会決議による)において、役職別に定額としております。

(2) 株式報酬に係る費用計上額は、当事業年度に費用計上した額(25百万円)であります。この株式報酬は、2016年6月29日開催の第140期定時株主総会決議に基づくものであり、当事業年度において、連続する2事業年度を対象として2億円を上限とする金銭を抛出し、当該上限額を各年度の所定の日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数を付与される株式数の上限とします。

7. 監査役の報酬等は、定額の基本報酬のみであり、その額は、月額15百万円以内(2008年6月26日開催の第132回定時株主総会決議による)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、「取締役報酬の基本方針」を策定し、この方針に基づいた考え方や手続きに則って取締役報酬の構成および水準を決定しております。詳しくは、別添する「2017年度の実績報告書」をご覧ください。

【社外取締役のサポート体制】更新

社外取締役に対しては、その適確な判断に資するために、各部門の連携のもと経営に関わる重要事項に関する情報を遅滞なく提供するとともに、取締役会の議題内容の事前説明を行っております。社外取締役との調整業務は社長室が担当しております。監査等委員である社外取締役に対しては、監査等の職務に必要な情報の報告体制等を整備し、監査等委員会の職務補助および監査等委員会の事務局として、選任のスタッフ部門である監査等委員会室を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、取締役会においてタケダグループの基本方針を定め、その機関決定に基づいて、経営・執行を行う体制をとっております。また、監査等委員会による監査を通じて取締役会の透明性を確保するとともに、社外取締役の起用により、業界の常識に囚われることなく適正に業務を執行する体制を目指しています。さらに、多様化する経営課題に機動的かつ迅速に対応するため、社長CEOのもと、当社グループの各機能を統括するメンバーで構成されるタケダ・エグゼクティブ・チームを設置するとともに、重要案件の審議を行うビジネス・レビュー・コミッティー(一般的な経営案件を所管)、ポートフォリオ・レビュー・コミッティー(研究開発および製品関連案件を所管)および監査・リスク・コンプライアンス・コミッティー(内部監査、リスク管理およびコンプライアンス案件を所管)を設置し、各機能間の一層の連携とより迅速で柔軟な業務執行が行われる体制を確保しております。

取締役会について

当社は取締役会を「会社経営における戦略的な事業や特に重要な事業につき意思決定を行うと同時に、業務執行を監視・監督することを基本機能とする機関」と位置付けております。取締役会は、取締役15名(うち1名が女性)のうち9名が社外取締役、また日本人11名・外国人4名の構成であり、原則年8回の開催により、経営に関する重要事項について決議および報告が行われております。なお、社内取締役候補者の選任や取締役(社外取締役を除く)の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、社外委員が過半数を占める指名委員会・報酬委員会を設置しております。

監査等委員会監査について

監査等委員会は、「監査等委員会監査等規定」に基づき、独立性と実効性を確保する体制を整備しております。監査については、内部監査部門等と連携をとり、組織的な監査を行っております。

タケダ・エグゼクティブ・チームについて

社長CEOへのレポートラインを有するメンバーから構成され、各メンバーは、タケダグループの経理・財務機能、人事機能、法務機能、広報機能、研究開発機能、製造機能および品質機能、ならびに日本、米国、欧州・カナダ、新興国の各販売地域およびオンコロジー、ワクチンの各専門領域のビジネスユニット機能を統括しています。

ビジネス・レビュー・コミッティーについて

社長CEO、社内取締役およびタケダ・エグゼクティブ・チームから構成され、原則月2回の開催により、会社経営・業務執行上の重要事項の審議・意思決定を行っております。

ポートフォリオ・レビュー・コミッティーについて

社長CEOおよびタケダ・エグゼクティブ・チームに加え、研究開発、製造、ならびに日本、米国、欧州・カナダ、新興国、オンコロジー、およびワクチンビジネスユニット等の各責任者から構成され、原則月2-3回開催されます。経営戦略の目標を達成すべく、研究開発ポートフォリオの最適化、すなわち、各バイプラインアセットへの投資を審議・承認することで、研究開発ポートフォリオの構成を決定します。加えて、各研究開発投資の配分も決定します。

監査・リスク・コンプライアンス・コミッティーについて

社長CEOおよびタケダ・エグゼクティブ・チームに加え、法務、内部監査、経理・財務、コンプライアンス等の責任者から構成され、原則四半期毎の開催により、内部監査、リスク管理およびコンプライアンス案件の重要事項の審議・意思決定を行っております。

会計監査について

当社の会計監査人は株主総会で選任された有限責任 あずさ監査法人が担当しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、同監査法人の小堀孝一氏(継続監査年数3年)、西田直弘氏(継続監査年数2年)の2名、およびその補助者であります。その補助者は、公認会計士12名、その他36名であります。

監査等委員会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性等を勘案し、会計監査人の再任もしくは不再任等の決定を行います。

責任限定契約について

当社は、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、2016年6月29日開催の定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会の監査・監督体制を整備し、取締役会における社外取締役の構成比と多様性を高めることにより、取締役会の透明性および客観性を高め、コーポレートガバナンスをより一層強化いたします。さらに、取締役に対し権限委譲を行うことで、業務執行と監督との分離を促進し、もって、業務執行にかかる意思決定の一層の迅速化を実現するとともに、取締役会は経営戦略や特に重要度の高い課題の議論により多くの時間を充てることのできる体制を整えました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の会日より3週間前に発送しております。また、当社ホームページのほか株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行(株)ホームページその他のサイトにおけるWEBによる招集通知の発送前開示にも努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日以外の日に開催することを目指しておりますが、事務日程、会場の予約状況等を勘案して、開催日を決定しております。
電磁的方法による議決権の行使	2007年6月開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2007年6月開催の定時株主総会より、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知およびその英訳版を、和文に準じて、当社ホームページに掲載するとともに、株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行(株)ホームページその他WEBサイトからもご覧いただけるようにし、議決権行使の促進を図っております。
その他	株主総会の運営に関し、映像を利用したビジュアル方式により、事業報告や社長からの経営方針プレゼンテーションを行うなど、株主にとって分かりやすい開かれた運営を目指しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示に当たっての基本的な考え方・担当部門・連絡ルート・手順等を明確にした「情報開示ガイドライン」を策定しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2016年度は、IR担当部署による個人投資家向け会社説明会を証券会社や証券取引所の支援のもと、日本全国で5回開催しました。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通常、年度決算時と第2四半期決算時の年2回、決算発表の当日に決算説明会を実施しております。決算説明会では業績報告のほか、参加者からのご質問に対して、当社マネジメントが直接ご回答しております。第1四半期、第3四半期においては、カンファレンスコールを実施し、業績報告のほか、参加者からのご質問に当社マネジメントが直接ご回答しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算時、第1四半期決算時、第2四半期決算時、第3四半期決算時には、海外投資家向けに英語によるカンファレンスコールを実施し、参加者からの質問については、当社マネジメントが直接ご回答しております。 なお、2016年6月には、オゾンロジー戦略とR&Dの全体戦略をテーマとした説明会を東京で開催し、海外投資家向けに音声のライブ配信を行い、カンファレンスコールでの参加を受け付けました。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL: http://www.takeda.co.jp/ 掲載資料: 決算短信、データブック、決算説明会などにおける説明会資料、アニュアルレポート、株主総会招集通知、証券会社カンファレンスで発表したプレゼンテーション、決議通知等	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: グローバルファイナンス IR	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社のミッションである「優れた医薬品の創出を通じて人々の健康と医療の未来に貢献する」は、医薬品を通じた患者さん・医療関係者の皆さまへの貢献を旨としており、また、当社のバリューである「Take DAIZUM（患者さん中心）」、「Trust（社会との信頼関係の構築）」、「Reputation（レピュテーションの向上）」、「Business（事業の発展）」の順に重視する考え方により、当社が患者さんをはじめとしたステークホルダーに重きを置いていることを明確にしています。さらに、「Take DAIZUM グローバル行動規準」において、ステークホルダーの立場を尊重するための行動指針を定めております。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>環境保全活動：「EHSに関するグローバルポリシー」に基づき、中長期的な視点を持って、環境保全活動に取り組んでいます。国内外グループ会社の生産・研究拠点を中心に、具体的な目標値を「環境自主行動計画」として定め、「地球温暖化対策」や「廃棄物削減」などの課題に取り組むとともに、化学物質を取り扱う事業者の責任として環境・安全・健康を確保する自主管理活動「レスポンシブル・ケア活動」を実践しています。</p> <p>CSR 活動：コーポレート・コミュニケーションズ&パブリックアフェアーズ内にCSR専任組織を設置し、「持続可能な開発目標（SDGs）」や「国連グローバル・コンパクト」などの社会的責任に関する国際的な理念・規範に則り、企業市民としての視点を大切にCSR活動を推進しています。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>情報開示に当たっての基本的な考え方・担当部門・連絡ルート・手順等を明確にした「情報開示ガイドライン」を策定しています。</p>
その他	<p>当社の取締役会（総員15名中1名が女性）には、引き続き多様性に富んだメンバーを積極的に登用し、多角的視点を経営判断に反映する体制を強化していきます。また、経営戦略ならびに経営上・業務執行上の重要事項の審議・意思決定の場には女性の事業部門責任者が参加しています。</p> <p>当社ではダイバーシティ&インクルージョン（D&I）のステートメントを設定し、地域ごとのD&Iの取り組みを促進しています。特に日本におけるD&Iを促進するために、従業員の意識を変革し、リーダーのコミットメントを強化する取り組みを行っています。この進捗を測るために、性別、キャリア、働き方の3つの分野に評価指標を設けています。</p> <p>当社では、2015年度までに管理職女性比率5%達成の数値目標を設定しておりましたが、6.2%を達成しました。これは女性活躍推進プログラム「WILL」、採用の改善、性別ではなく能力と成果で従業員を昇進させるというリーダーの強いコミットメントによるものです。</p> <p>当社ではすべての従業員がフレキシブルな働き方のできる環境作りに取り組んでいます。フレキシブルワークスタイル制度を導入し、対象者は業務上の要件に限り個人の実情に応じて働き方を選択できるようになりました。これにより、在宅勤務、いつもと異なるオフィスでの勤務、フレックスタイムなどを選択できます。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「ミッション」、「ビジョン」、「バリュー」、「戦略ロードマップ」で構成される「経営の基本精神」を当社グループ全体で共有し、規律のある健全な企業文化の醸成を図っております。

このもとに、当社は、内部統制をリスクマネジメントと一体となって機能するコーポレート・ガバナンスの重要な構成要素として捉え、下記のとおり、内部統制システムの整備を図っております。

なお、当期においては、2016年6月29日開催の第140回定時株主総会決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制をはじめとした体制の整備を行いました。

(1) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

・ 監査等委員会設置会社として、監査等委員会の監査・監督にかかる職務を実効ある形で遂行できる体制を整えるとともに、取締役会における社外取締役の構成比と多様性を高めることとし、これらによる適切な監視・監督のもとで、取締役会は、透明性および客観性の高い意思決定を行うとともに、その決議をもって、取締役に對し権限委譲を行い事業運営の迅速化を図る。

・ 取締役会の諮問機関として任意の委員会である指名委員会および報酬委員会を設置し、それぞれ社外取締役が委員長となり社外委員が過半数を占める構成とすることにより、取締役の選任・報酬に関する客観性と公正性を担保する。なお、両委員会の委員のうち1名以上を監査等委員である取締役にすることにより、監査等委員会による、監査等委員でない取締役の選任等および報酬等に関する監督機能の実効性を高める。

・ このような体制のもとで、取締役会は、当社グループの経営上の最重要事項(当社グループのバリュー等経営の基本精神に関わる事項、コンプライアンスを含む内部統制方針やリスク管理にかかる事項を含む)にかかる意思決定および経営戦略に関する討議を行うとともに、業務執行の監視・監督を行う。

・ グローバル事業運営体制の強化に向け、社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーのもとに、当社グループの各機能を統括するタケダ・エグゼクティブ・チーム(以下「TET」)を設置するとともに、重要案件の審議を行うビジネス・レビュー・コミッティー(一般的な経営案件を所管)、ポートフォリオ・レビュー・コミッティー(研究開発および製品関連案件を所管)および監査・リスク・コンプライアンス・コミッティー(内部監査、リスク管理およびコンプライアンス案件を所管)を設置し、各機能間の一層の連携とより迅速で柔軟な業務執行が行われる体制を確保する。

・ 当社グループの事業運営体制、意思決定体制およびその運営ルール、その他オペレーション上の重要ルールを取りまとめた「タケダグループの経営管理方針」に基づき、各機能の役割・責任を明確にし、一定の重要事項については、重要性に応じて、当社取締役会を含む意思決定機関への付議・報告を義務づけると同時に、社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーおよび各TETメンバーに一定の権限が委譲され、適切なガバナンスの下で意思決定が行われる。また、専門機能の担当業務ごとに、グローバルポリシー等(グローバルポリシーとは、3つ以上のTET組織の従業員に適用されるルールをいう)を整備し、グループ全体を横断的・統一的に管理・監督する。

・ 当社グループのリスク管理体制、発生した危機の管理体制および事業継続計画の体系を定めた「グローバルリスク管理ポリシー」、「グローバル危機管理ポリシー」および「タケダグループグローバルBCP(事業継続計画)ポリシー」に基づき、グループで統制のある対応を図るとともに、グループ各社におけるリスク・危機への適切な対応および事業継続が行われる体制の構築を推進する。

・ グローバルコンプライアンス部門およびその他のコンプライアンス所管部門は、グローバルコンプライアンス推進体制のもと「タケダ・グローバル行動規準」のグループ各社への浸透を図るとともに、それを踏まえたグループ各社のコンプライアンス・プログラムの構築・浸透を図る。グローバルコンプライアンス部門は、当社グループの事業活動が法令および社内ルールを遵守して実施されていることをモニタリングできる仕組みを構築する。また、内部通報によるものを含め、当社グループのコンプライアンス関連事案に関しては、定期的に監査・リスク・コンプライアンス・コミッティーに報告するとともに、必要に応じて取締役会に報告する。

・ グループ内部監査部門は、「グループ内部監査基準」に基づき、グループ各社および当社各部門に対して定期的な内部監査を行い、監査結果を社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーおよび取締役会ならびに監査等委員会に報告する。また、金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制について整備・運用状況の評価を行う。

・ グローバルファイナンス財務統括部は、主要子会社の責任者が財務報告にかかる内部統制の状況について、質問書を通じて自己診断し、指摘・勧告に応じた改善計画を実行するプロセスを運用する。

・ グローバルクオリティー部門は、研究・開発・製造・市販後安全対策に関わるグローバルな品質保証ポリシー等を策定し、定期的あるいは必要に応じ随時、その遵守状況の監査、監視・指導を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・ 取締役会議事録、稟議決裁書、その他取締役の職務の執行に係る情報について、「文書管理規則」に従い、情報類型毎に保存期間・保存方法・保存場所を定め、文書または電磁的記録の方法により閲覧可能な状態で、適切に管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・ 当社の主要なリスク(研究開発、知的財産権、特許権満了等による売上低下、副作用、薬剤費抑制策による価格引き下げ、為替変動、企業買収、カントリーリスク、安定供給、訴訟等、ITセキュリティおよび情報管理)をはじめ、あらゆる損失危険要因について、各部門の責任者は、その担当領域毎に、中期計画・年間計画の策定・実施の中で、計数面および定性面から管理を行うとともに、リスクの程度・内容に応じた対応策・コンティンゲンシープランに基づき回避措置、最小化措置を行う。

・ 緊急事態に対する危機管理に関しては、「危機管理規則」により、危機管理責任者、危機管理地区責任者および危機管理委員会を置いて危機管理体制を整備するとともに、事業継続の観点から、「BCPポリシー」に基づいて各部門において事業継続計画を策定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・ 「取締役会規程」その他職務権限・意思決定ルールを定める社内規定により、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制を確保する。

(5) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・ 当社コンプライアンス・プログラムの基本事項および手続きを定めた「コンプライアンス推進規程」に従い、コンプライアンス・オフィサー、コンプライアンス推進委員会、コンプライアンス事務局を設置し、全社的なコンプライアンス施策を推進する。

・ 当社のコンプライアンスに取締役および使用人の声を反映させるとともに、公益通報者の保護に資するための制度である内部通報システムを、コンプライアンスの実践に活用する。

(6) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査等委員会監査等規程」に従い、以下のとおりとする。

・ 常勤の監査等委員を置き、監査等委員会の業務補助および監査等委員会の事務局として、専任のスタッフ部門である監査等委員会室を置く。

・ 監査等委員会は、監査等委員会室の業務執行者からの独立性、監査等委員会からの指示の実効性確保に努め、同室のスタッフの人事に関しては、取締役との合意により行う。

・ 経営の基本的方針・計画に関する事項のほか、子会社および関連会社に関するものを含む重要事項について、取締役は、事前に監査等委員会に通知する(ただし、該当事項を審議・報告する取締役会その他の会議に監査等委員が出席したときはこの限りではない)。

・ 取締役は、タケダグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告する。

・ 監査等委員会は、取締役・使用人等に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、または会社の業務・財産の状況の調査、その他監査等委員会の職務の一部を行う権限を与えられた選定監査等委員を選定する。

- ・ 監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用の状況等を踏まえた上で、指示権を有する内部監査部門、内部統制推進部門や会計監査人との連繋を密にし、これらからの情報も活用した組織的な監査を行うことで監査の実効性と効率性の向上を図る。
- ・ 監査等委員は、職務執行のために必要な費用を当社に請求することとし、そのための予算を毎年提出する。
- ・ 監査等委員会は、内部通報システムによるものも含め、監査等委員会や内部監査部門等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制について、必要に応じて取締役会に対して提案または意見の表明を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力とは、正常な取引関係を含めた一切の関係を遮断する」ことを基本方針としており、次のような取組みを行っております。

- ・ 所轄警察署、外部専門機関などと緊密な連携関係を構築・維持し、反社会的勢力に関する情報収集を積極的に行っている。
- ・ 反社会的勢力に関する情報を社内各部門に周知するとともに、社内研修においても適宜従業員に周知を図る等して、反社会的勢力による被害の未然防止のための活動を推進している。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

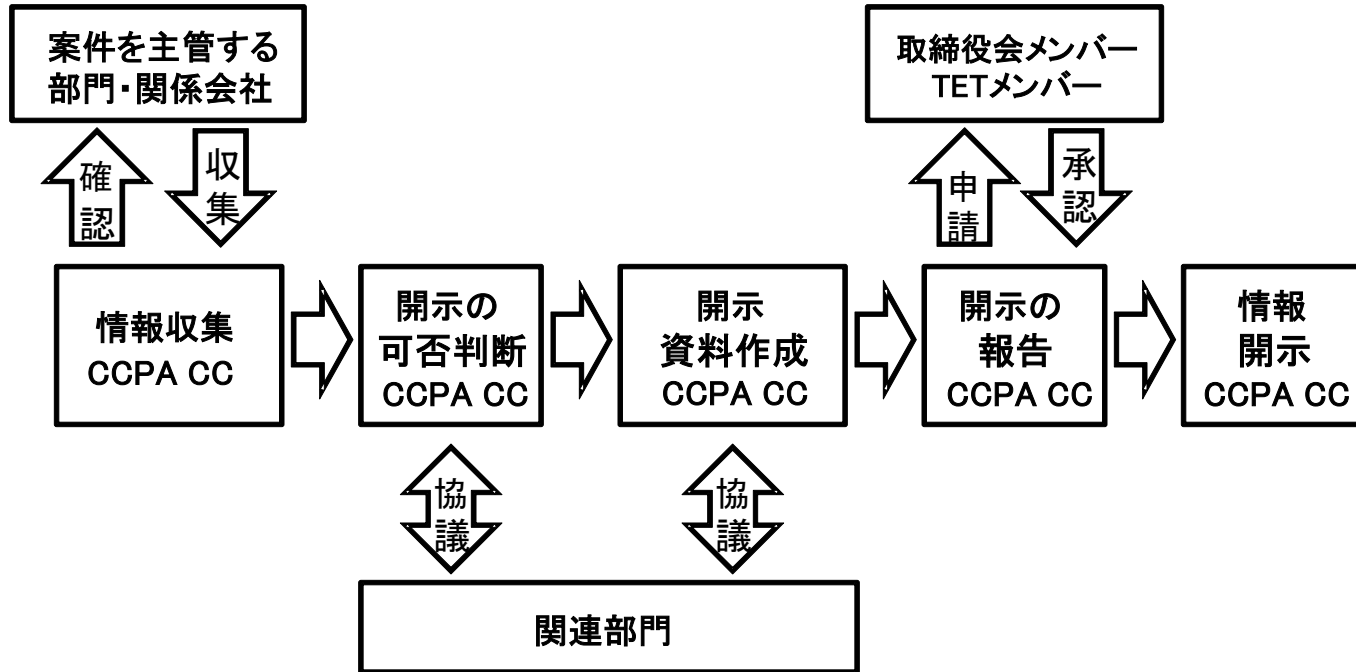
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社では現在、敵対的買収防衛策を導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

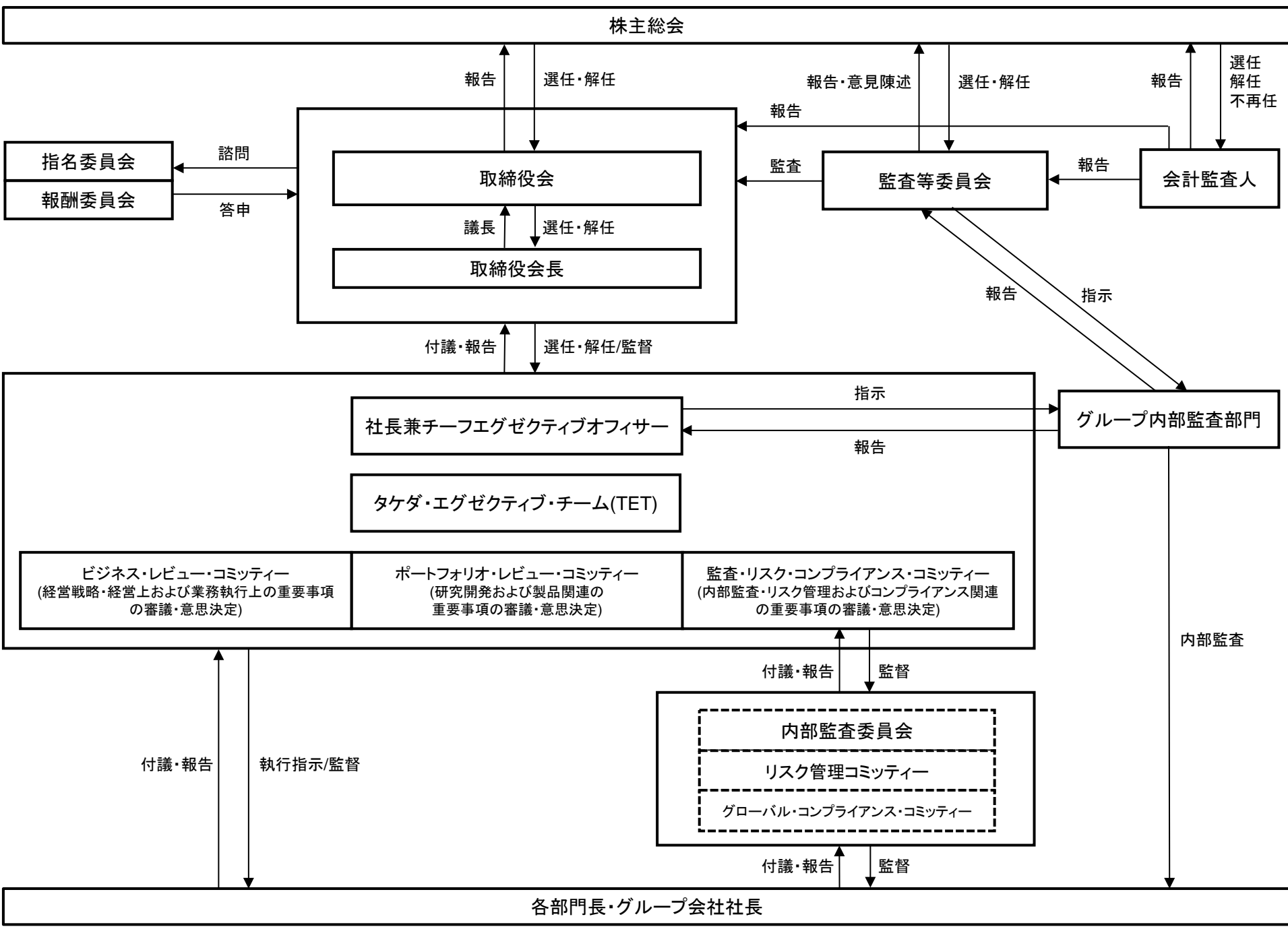
「情報開示ガイドライン」に則り、情報開示の基本的な手順についてご紹介させていただきます。



TET : タケダ・エグゼクティブ・チーム (社長CEOに直属の幹部で構成)

CCPA CC: コーポレート・コミュニケーションズ&パブリックアフェアーズ, コーポレート・コミュニケーション

参考資料：内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図



2017年度の 取締役報酬の基本方針

当社の取締役報酬制度は、当社経営の方針を実現するために、コーポレートガバナンス・コードの原則（プリンシプル）に沿って、以下を基本方針としております。

- ◆ 「Global One Takeda」の実現に向けた優秀な経営陣の確保に資するものであること
- ◆ 中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること
- ◆ 会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高いものであること
- ◆ 株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めることを主眼としたものであること
- ◆ タケダイズムの不屈の精神に則り、取締役のチャレンジ精神を促すものであること

ベスト・イン・クラス（業界内での最高水準）のグローバル製薬会社への変革を遂げるため、日本国内だけに限らず広くグローバルに競争力のある報酬の水準を目標とします。

取締役報酬の水準については、グローバルに事業展開する主要企業の水準を参考に決定しています。具体的には、外部調査機関の調査データを活用した上で、当社の競合他社の多くが存在する米国・英国・スイスの報酬水準を参考に「グローバル・エグゼクティブ報酬」の水準を設定しています。

3-1. 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬は、定額の「基本報酬」と、会社業績等によって支給額が変動する「業績連動報酬」とで構成します。「業績連動報酬」はさらに、事業年度ごとの連結業績等に基づく「賞与」と、3か年にわたる長期的な業績および当社株価に連動する「長期インセンティブプラン」（株式報酬）で構成します。

当社取締役と当社株主の利益を一致させ、中長期的に企業価値の増大を目指すため、今後は業績連動報酬のうち、特に長期インセンティブプランの割合を段階的に高めていきます。最終的には、グローバルに事業展開する企業の報酬構成を参考に、「賞与」は基本報酬の100%、「長期インセンティブプラン」は基本報酬の200%～400%以上とすることを目指します。

基本報酬の増額は必要最小限に留め、長期インセンティブプランの割合を増加することを目指します。

基本報酬	賞与 基本報酬の100%	長期インセンティブプラン (株式報酬) 基本報酬の200%～400%以上*
固定報酬	業績連動報酬	

* 長期インセンティブプランの基本報酬に対する割合は、ポジションに応じて決まります。

1. 基本方針

2. 報酬水準の考え方

3. 報酬構成

■ 標準的な監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬構成モデル。（カッコ内は比率）

■ 標準的な監査等委員である取締役および社外取締役の報酬構成モデル。(カッコ内は比率)

3-2. 監査等委員である取締役および社外取締役

監査等委員である取締役および社外取締役の報酬は、定額の「基本報酬」と「長期インセンティブプラン」(株式報酬)とで構成します。長期インセンティブプランは、会社業績に連動せず当社株価にのみ連動し、在任中ではなく退任時に交付または給付します。賞与の支給はありません。

現在の報酬構成は、「基本報酬」を基準として「長期インセンティブプラン」は基本報酬の40%程度を上限としております。



4. 業績連動報酬

4-1. 監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)

監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)の、中長期的な企業価値の増大に対するコミットメントを高めるべく、長期インセンティブプランについては、業績連動型株式報酬(Performance Share)制度および譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度を参考にした仕組みを導入し、報酬と会社業績や株価との連動性を高めています。

長期インセンティブプランに用いる業績指標は、最新の中長期的な業績目標(3年度後の3月期の目標値)に連動させるとともに、透明性・客観性のある指標である連結売上収益、フリーキャッシュフロー、1株あたりの純利益(EPS)、研究開発指標等を採用します。なお、業績連動部分は業績指標の目標達成度等に応じて0~200%(目標:100%)の比率で変動します。

一方、年次計画達成へのインセンティブを目的として賞与を付与します。賞与は、業績指標として採用する連結売上収益、コア・アーニングス、EPS等の単年度の目標達成度を総合的に勘案して、0~200%(目標:100%)の比率で変動します。

4-2. 監査等委員である取締役および社外取締役

監査等委員である取締役および社外取締役の長期インセンティブプランは、会社業績に連動せず当社株価にのみ連動し、在任中ではなく退任時に交付または給付します。

役員報酬制度の全体像

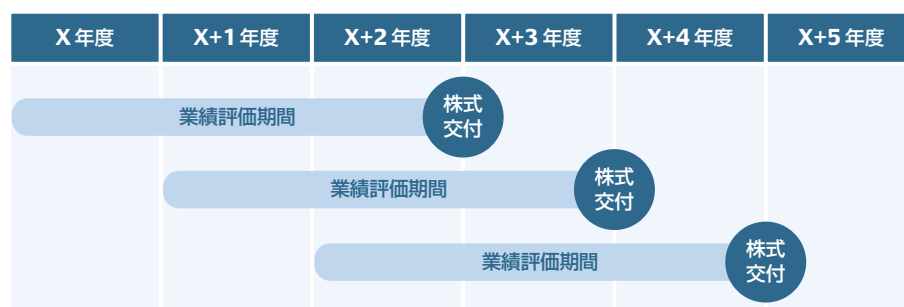
		監査等委員でない取締役		監査等委員である取締役	
		社内取締役	社外取締役	社内取締役	社外取締役
基本報酬		●	●	●	●
賞与		● ^{*1}			
長期インセンティブプラン (株式報酬)	業績連動型	● ^{*2} (在任中)			
	非業績連動型	● (在任中)	● (退任時)	● (退任時)	● (退任時)

(カッコ内は株式交付時期)

***1** 単年度の連結売上収益、コア・アーニングス、EPS等の単年度の目標達成度を総合的に勘案し、0%～200%の比率で変動

***2** 3年度後の目標値に対する連結売上収益、フリーキャッシュフロー、1株あたりの純利益(EPS)、研究開発指標等に応じ、0%～200%の比率で変動

業績連動型長期インセンティブプランのイメージ



当社取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として、社外委員が過半数を占め、社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置しています。取締役の報酬水準、報酬構成および業績連動(中長期インセンティブプランおよび賞与)は、報酬委員会での審議を経た上で取締役会に答申され、決定されます。取締役報酬の基本方針を変更する際には、タケダイズムに則り、株主価値の創出を目指すとともに、取締役が果たすべき役割と責任に応じた報酬制度とします。

5. ガバナンス